

# 自動運行装置の保安基準の概要

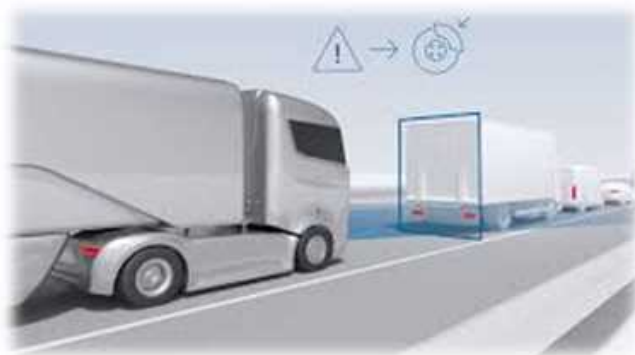
---

**国土交通省 自動車局  
技術・環境政策課**

- 自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するため、2019年5月に道路運送車両法を改正。

## 保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加 (2020年4月施行)

システムが、運転者に代わって「認知」・「予測」・「判断」・「操作」を行う、レベル3・4の自動運転システム(自動運行装置)を保安基準の対象装置に追加。



出典: bosch

## 無線によるソフトウェアアップデート等 に係る許可制度創設(2020年11月施行)

登録後の自動車に対して、無線によるソフトウェアアップデートを行う場合、あらかじめ、国土交通大臣の許可を義務付ける制度を創設。



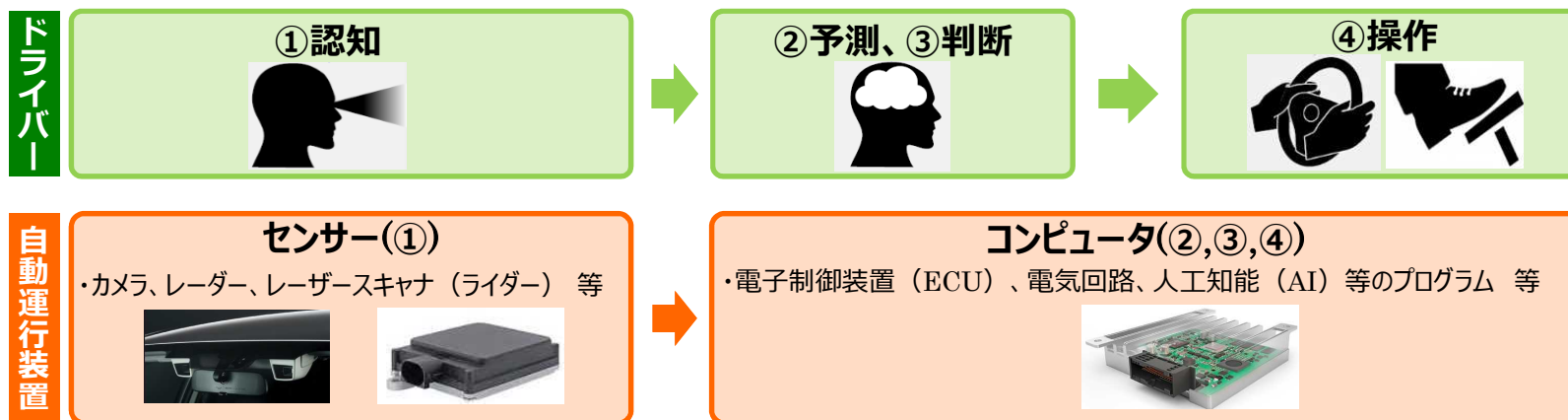
出典: bosch

このほか、分解整備の範囲の拡大、点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け、OBD検査導入のための(独)自動車技術総合機構の事務の整理、自動車検査証の電子化、完成検査の瑕疵に対する是正措置命令の創設等もあわせて措置

# 道路運送車両法の自動運行装置の定義

- 道路運送車両法における自動運行装置とは、国土交通省が付する条件（走行環境条件）で使用する場合において、運転者の操作に係る認知、予測、判断、操作に係る能力の全部を代替する機能を有するもの。

イメージ



## 走行環境条件の付与手続き

- (1) 申請者は、場所、天候、速度など自動運転が可能となる状況等を記載した申請書等を国土交通省に提出
- (2) 国土交通省は当該状況における自動運行装置の性能が保安基準に適合すると認めたときは条件を付与（付与書を交付）

- 福井県永平寺町  
自動運転システムの例(概要)
1. 車両が電磁誘導線上にあること
  2. 悪天候等でないこと
  3. 速度が12km/h以下であること
  4. 路面が凍結等していないこと
  5. 緊急車両が存在しないこと

# 自動運行装置の保安基準の概要(省令・告示)

